

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成28年3月30日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 山村 政
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111

**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】** US短期高利回り社債ファンド
（為替ヘッジあり/年1回決算型）

**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】** 継続申込期間（平成27年9月30日から平成28年9月28日まで）
10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年9月29日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、半期報告書の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

（ 下線部 _____ は訂正部分を示します。 ）

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

< 略 >

< 委託会社の概況（平成27年7月末日現在） >

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< 委託会社の概況（平成28年1月末日現在） >

< 略 >

2 【投資方針】

(3) 【運用体制】

< 訂正前 >

< 略 >

上記の運用体制は平成27年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

< 訂正後 >

< 略 >

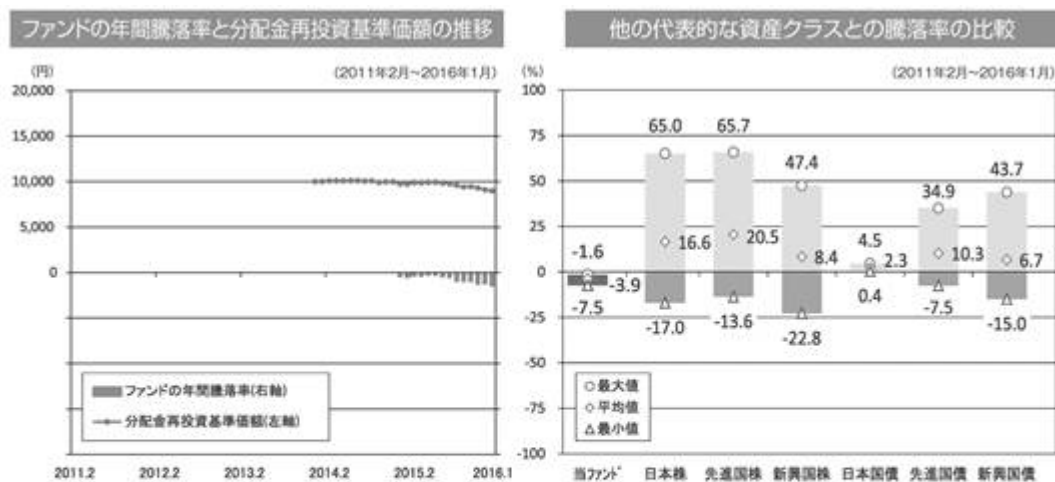
上記の運用体制は平成28年1月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

3 【投資リスク】

末尾の「参考情報」を次の内容に訂正・更新します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(5) 【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

< 略 >

個人の投資者に対する課税

< 略 >

八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等が追加されます。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

< 略 >

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 略 >

（ ）上記は、平成27年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

個人の投資者に対する課税

< 略 >

八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する

など、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

< 略 >

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

< 略 >

() 上記は、平成28年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

5 【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

(1) 【投資状況】（平成28年1月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	4,428,931	99.30
内 ケイマン諸島	4,428,931	99.30
親投資信託受益証券	5,004	0.11
内 日本	5,004	0.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	26,375	0.59
純資産総額	4,460,310	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成28年1月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	US SHORT DURATION HIGH YIELD BOND FUND JPY HEDGED N1 CLASS	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	47,972.65	100.61 4,826,672	92.32 4,428,931	99.30
2	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	4,984	1.0040 5,003	1.0042 5,004	0.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.30%
親投資信託受益証券	0.11%
合計	99.41%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成26年7月7日)	5,017,165	5,017,165	1.0119	1.0119
平成27年1月末日	4,822,566	-	0.9727	-
2月末日	4,905,315	-	0.9894	-
3月末日	4,893,452	-	0.9870	-
4月末日	4,920,024	-	0.9924	-
5月末日	4,930,971	-	0.9946	-
6月末日	4,881,582	-	0.9846	-
第2計算期間末 (平成27年7月6日)	4,888,840	4,888,840	0.9861	0.9861
7月末日	4,842,115	-	0.9766	-
8月末日	4,754,825	-	0.9590	-
9月末日	4,667,918	-	0.9415	-
10月末日	4,694,972	-	0.9470	-
11月末日	4,617,413	-	0.9313	-
12月末日	4,521,204	-	0.9119	-
平成28年1月末日	4,460,310	-	0.8996	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
平成27年7月7日～ 平成28年1月6日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	1.2
第2計算期間	2.5
平成27年7月7日～ 平成28年1月6日	7.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	3,957,948	0
第2計算期間	0	0
平成27年7月7日～ 平成28年1月6日	0	0

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
 ダイワ・マネーストック・マザーファンド

(1) 投資状況（平成28年1月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	28,801,023,766	90.68
内 日本	28,801,023,766	90.68
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,959,655,009	9.32
純資産総額	31,760,678,775	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成28年1月29日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	568 国庫短期証券	日本	国債証券	7,000,000,000	100.00 7,000,153,098	100.00 7,000,153,098	- 2016/02/15	22.04
2	574 国庫短期証券	日本	国債証券	5,000,000,000	100.00 5,000,306,457	100.00 5,000,306,457	- 2016/03/14	15.74
3	573 国庫短期証券	日本	国債証券	4,500,000,000	100.00 4,500,264,899	100.00 4,500,264,899	- 2016/03/07	14.17
4	567 国庫短期証券	日本	国債証券	4,300,000,000	99.99 4,299,999,558	99.99 4,299,999,558	- 2016/02/08	13.54
5	576 国庫短期証券	日本	国債証券	3,500,000,000	100.00 3,500,179,922	100.00 3,500,179,922	- 2016/03/22	11.02
6	578 国庫短期証券	日本	国債証券	2,000,000,000	100.00 2,000,063,841	100.00 2,000,063,841	- 2016/03/28	6.30
7	566 国庫短期証券	日本	国債証券	1,500,000,000	99.99 1,499,999,925	99.99 1,499,999,925	- 2016/02/01	4.72
8	556 国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	100.00 1,000,056,066	100.00 1,000,056,066	- 2016/03/10	3.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	90.68%
合計	90.68%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考情報) 運用実績

2016年1月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	8,996円
純資産総額	4百万円



基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-1.3%
3カ月間	-5.0%
6カ月間	-7.9%
1年間	-7.5%
3年間	-
5年間	-
設定来	-10.0%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 14年7月	第2期 15年7月					
分配金	0円	0円					

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

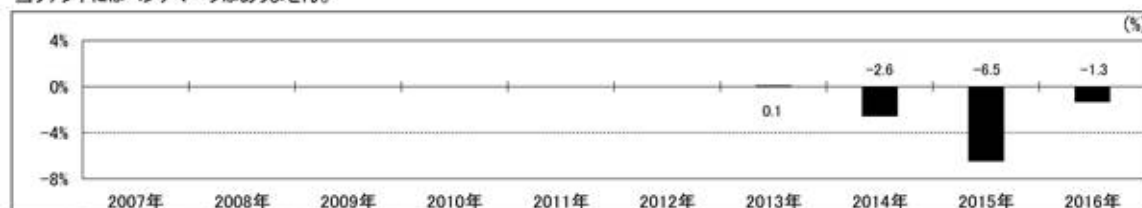
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
プリンシパル・グローバル・インベスターズ・エルエルシー	US・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円ヘッジ/N1クラス)	99.3%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーストック・マザーファンド	0.1%
合計		99.4%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2013年は設定日(12月9日)から年末、2016年は1月29日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成27年7月7日から平成28年1月6日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

US短期高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり/年1回決算型）

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

	当中間計算期間末 平成28年1月6日現在	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		57,353
投資信託受益証券		4,476,951
親投資信託受益証券		5,004
流動資産合計		4,539,308
資産合計		4,539,308
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		735
未払委託者報酬		26,774
その他未払費用		184
流動負債合計		27,693
負債合計		27,693
純資産の部		
元本等		
元本	1	4,957,948
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2	446,333
（分配準備積立金）		17,167
元本等合計		4,511,615
純資産合計		4,511,615
負債純資産合計		4,539,308

[次へ](#)

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	当中間計算期間	
	自 平成27年7月7日	至 平成28年1月6日
	金額(円)	
営業収益		
有価証券売買等損益		351,608
その他収益	1	2,076
営業収益合計		349,532
営業費用		
受託者報酬		735
委託者報酬		26,774
その他費用		184
営業費用合計		27,693
営業損失()		377,225
経常損失()		377,225
中間純損失()		377,225
期首剰余金又は期首欠損金()		69,108
中間剰余金又は中間欠損金()		446,333

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 平成27年7月7日 至 平成28年1月6日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 平成28年1月6日現在
1. 1 期首元本額	4,957,948円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	- 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	4,957,948口
3. 2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は446,333円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 平成27年7月7日 至 平成28年1月6日
1 その他収益	事務過誤により信託財産に損害が生じたため、原状回復を図ることとし、当該損害金額を賠償した金額であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 平成28年1月6日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p>

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 平成28年1月6日現在	
該当事項はありません。	

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 平成28年1月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9100円 (9,100円)

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/プリンシパル・US・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円ヘッジ/N1クラス)」受益証券(円建)を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの中間計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/プリンシパル・US・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円ヘッジ/N1クラス)」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ダイワ・プレミアム・トラスト -
ダイワ/プリンシパル・US・ショート・デュレーション・
ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表

2015年6月30日に終了する年度

貸借対照表

2015年6月30日

(米ドル建て)

資産		
投資、時価（費用 8,120,340 ドル）	\$	7,982,552
現金		8
為替先渡契約による評価益		18,997
未収：		
売却済みの投資		85,573
利息		107,851
その他資産		27,149
資産合計		8,222,130
負債		
為替先渡契約による評価損		2,296
未払い：		
専門家報酬		51,706
保管報酬		20,426
会計および管理報酬		18,699
投資運用会社報酬		3,169
償還済みの受益証券		1,610
名義書換代理会社報酬		1,469
購入済みの投資		228
負債合計		99,603
純資産	\$	8,122,527
純資産		
円ヘッジクラス	\$	7,169,869
円ヘッジ/N1 クラス		952,658
	\$	8,122,527
発行済み受益証券数		
円ヘッジクラス		9,355,010
円ヘッジ/N1 クラス		1,157,777
1口当たり純資産価額		
円ヘッジクラス	\$	0.766
円ヘッジ/N1 クラス	\$	0.823

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

損益計算書

2015年6月30日に終了する年度

（米ドル建て）

投資収益		
利息収入	\$	445,442
その他収入		20,217
投資収益合計		<u>465,659</u>
費用		
専門家報酬		53,538
保管報酬		49,124
会計および管理報酬		45,123
投資運用会社報酬		41,387
受託会社報酬		22,002
名義書換代理会社報酬		5,534
登録料		1,508
費用合計		<u>218,216</u>
純投資収益		<u>247,443</u>
実現益および評価益（実現損および評価損）：		
実現益（損）：		
有価証券への投資		(54,808)
外国為替取引および為替先渡契約		(1,752,569)
純実現損		<u>(1,807,377)</u>
評価益（損）の純変動：		
有価証券への投資		(290,849)
外国為替換算および為替先渡契約		(34,391)
評価損の純変動		<u>(325,240)</u>
純実現損および純評価損		<u>(2,132,617)</u>
業務活動から生じた純資産の純減	\$	<u>(1,885,174)</u>

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

純資産変動計算書

2015年6月30日に終了する年度

（米ドル建て）

業務活動から生じた純資産の純増（純減）：		
純投資収益	\$	247,443
純実現損		(1,807,377)
評価損の純変動		(325,240)
業務活動から生じた純資産の純減		(1,885,174)
受益者への分配		(360,025)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純資産の純減		(46,667)
純資産の純減		(2,291,866)
純資産		
期首		10,414,393
期末	\$	8,122,527

	円ヘッジクラス	円ヘッジ/N1クラス
当ファンドの受益証券取引 口数		
発行	-	422,851
分配金の再投資	432,654	-
買戻し	(845,456)	(102,927)
受益証券数の純変動	(412,802)	319,924
金額		
発行	\$ -	\$ 370,365
分配金の再投資	360,025	-
買戻し	(686,055)	(91,002)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた 純増（純減）	\$ (326,030)	\$ 279,363

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

財務ハイライト

2015年6月30日に終了する年度

（米ドル建て）

財務ハイライト

選別された1口当たりデータ：

	円ヘッジクラス	円ヘッジ/N1クラス
純資産価額、期首	\$ 0.980	\$ 1.007
純投資収益 ¹	0.023	0.025
投資による純実現損および評価損	(0.200)	(0.209)
投資活動からの総損失	(0.177)	(0.184)
受益者への分配	(0.037)	-
純資産価額、期末	\$ 0.766	\$ 0.823
総利回り ²	(18.25%)	(18.27%)
期末純資産	\$ 7,169,869	\$ 952,658
平均純資産に対する費用比率	2.42%	2.43%
平均純資産に対する純投資収益比率	2.75%	2.79%

¹当期間における平均発行済み受益証券数に基づいて計算。

²総利回りは分配金の再投資効果を想定。

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表

2015年6月30日

(米ドル建て)

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の明細</u>		<u>公正価値</u>
		債券 (94.9%)		
		カナダ (3.5%)		
		社債 (3.5%)		
		Bombardier, Inc.		
USD	125,000	5.50% due 09/15/18 (a)	\$	123,750
		Taseko Mines Ltd.		
USD	15,000	7.75% due 04/15/19 (b)		11,437
		Valeant Pharmaceuticals International, Inc.		
USD	110,000	5.38% due 03/15/20 (a), (b)		113,575
		Whiting Canadian Holdings II, Inc.		
USD	35,000	8.13% due 12/01/19 (b)		36,641
		社債計		285,403
		カナダ計 (費用287,021ドル)		285,403
		アイルランド (2.4%)		
		社債 (2.4%)		
		Ardagh Packaging Finance PLC / Ardagh Holdings USA, Inc.		
USD	200,000	3.29% due 12/15/19 (a), (b), (c)		194,500
		社債計		194,500
		アイルランド計 (費用200,000ドル)		194,500
		ルクセンブルグ (4.5%)		
		社債 (4.5%)		
		Altice Financing S.A.		
USD	200,000	7.88% due 12/15/19 (a), (b)		210,500
		ArcelorMittal		
USD	5,000	5.13% due 06/01/20		5,069

USD	100,000	6.13% due 06/01/18	106,500
		Beverage Packaging Holdings Luxembourg II S.A. / Beverage Packaging Holdings II Is	
USD	40,000	5.63% due 12/15/16 (a), (b)	39,925
		社債計	361,994
		ルクセンブルグ計 (費用363,579ドル)	361,994
		米国 (84.5%)	
		バンクローン (20.2%)	
		Asurion LLC	
USD	43,972	5.00% due 05/24/19	44,133
USD	40,000	8.50% due 03/03/21	40,738
		AZ Chem US, Inc.	
USD	9,027	4.50% due 06/12/21	9,039
USD	95,260	7.50% due 06/12/22	95,200
		CCM Merger, Inc. (MotorCity Casino Hotel)	
USD	142,711	4.50% due 08/08/21	143,291
		Chrysler Group LLC	
USD	127,400	3.50% due 05/24/17	127,393
		Dell International LLC	
USD	158,604	3.75% due 10/29/18	158,811
		Envision Healthcare Corp.	
USD	97,461	4.00% due 05/25/18	97,609
		Freescale Semiconductor, Inc.	
USD	171,082	4.25% due 03/01/20	171,379
		FTS International, Inc.	
USD	78,545	5.75% due 04/16/21	63,229
		Isola USA Corp.	
USD	57,627	9.25% due 11/28/19	56,186

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)

2015年6月30日

(米ドル建て)

<u>元本金額</u>		<u>有価証券の明細</u>	<u>公正価値</u>	
債券 (94.9%) (続き)				
米国 (84.5%) (続き)				
バンクローン (20.2%) (続き)				
		MPH Acquisition Holdings LLC		
USD	75,682	3.75% due 03/06/21	\$	75,344
		Neiman Marcus Group Inc.		
USD	172,380	4.25% due 10/25/20		171,606
		NewPage Corp.		
USD	129,422	9.50% due 02/11/21		104,799
		Ntelos, Inc.		
USD	93,331	5.75% due 11/09/19		82,598
		Par Pharmaceutical Cos, Inc.		
USD	194,250	4.00% due 09/30/19		194,458
		Seventy Seven Operating LLC		
USD	4,950	3.75% due 06/25/21		4,558
		バンクローン計		1,640,371
転換社債 (0.6%)				
		Jazz Technologies, Inc.		
USD	29,000	8.00% due 12/31/18		48,086
		転換社債計		48,086
社債 (63.7%)				
		Air 2 US		
USD	45,746	8.03% due 10/01/19 (a)		48,948
		Ally Financial, Inc.		
USD	50,000	3.60% due 05/21/18		50,062
		Alphabet Holding Co., Inc.		
USD	50,000	7.75% due 11/01/17 (b),(e)		50,000
		Beazer Homes USA, Inc.		
USD	150,000	6.63% due 04/15/18 (b)		155,062
		Cablevision Systems Corp.		
USD	80,000	8.63% due 09/15/17		87,200
		Centene Corp.		
USD	130,000	5.75% due 06/01/17		137,800

USD	85,000	Chaparral Energy, Inc. 9.88% due 10/01/20 (b)	69,275
USD	215,000	Chesapeake Energy Corp. 3.53% due 04/15/19 (b),(c)	196,725
USD	190,000	CIT Group, Inc. 3.88% due 02/19/19	188,575
USD	125,000	CNH Industrial America LLC 7.25% due 01/15/16	127,500
USD	80,000	Comstock Resources, Inc. 7.75% due 04/01/19 (b)	33,600
USD	40,000	Constellation Brands, Inc. 3.88% due 11/15/19	40,600
USD	155,000	Coveris Holding Corp. 10.00% due 06/01/18 (a),(b)	162,750
USD	100,000	Crescent Resources LLC / Crescent Ventures, Inc. 10.25% due 08/15/17 (a),(b)	106,125
USD	70,000	Dana Holding Corp. 6.75% due 02/15/21 (b)	73,325
USD	250,000	DISH DBS Corp. 4.25% due 04/01/18	254,375
USD	9,000	DPL, Inc. 6.50% due 10/15/16 (b)	9,360

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)

2015年6月30日

(米ドル建て)

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の明細</u>		<u>公正価値</u>
		債券 (94.9%) (続き)		
		米国 (84.5%) (続き)		
		社債 (63.7%) (続き)		
USD	65,000	Dynegy, Inc. 6.75% due 11/01/19 (a),(b)	\$	67,632
		EP Energy LLC / Everest Acquisition Finance, Inc.		

USD	110,000	9.38% due 05/01/20 (b)	117,557
		Family Tree Escrow LLC	
USD	85,000	5.25% due 03/01/20 (a),(b)	88,931
		Goodman Networks, Inc.	
USD	25,000	12.13% due 07/01/18 (b)	20,750
		HCA, Inc.	
USD	70,000	3.75% due 03/15/19	70,525
		HD Supply, Inc.	
USD	215,000	11.00% due 04/15/20 (b)	239,273
		Icahn Enterprises LP / Icahn Enterprises Finance Corp.	
USD	100,000	3.50% due 03/15/17 (b)	100,625
USD	25,000	4.88% due 03/15/19 (b)	25,187
		IGATE Corp.	
USD	110,000	4.75% due 04/15/19 (b)	113,987
		ILFC E-Capital Trust II	
USD	100,000	6.25% due 12/21/65 (a),(b),(d)	99,500
		Jarden Corp.	
USD	45,000	6.13% due 11/15/22 (b)	46,575
		Jurassic Holdings III, Inc.	
USD	15,000	6.88% due 02/15/21 (a),(b)	11,700
		Kinetic Concepts, Inc. / KCI USA, Inc.	
USD	90,000	10.50% due 11/01/18 (b)	96,077
		Landry's Holdings II, Inc.	
USD	85,000	10.25% due 01/01/18 (a),(b)	88,187
		Lennar Corp.	
USD	90,000	4.13% due 12/01/18 (b)	90,900
		Level 3 Financing, Inc.	
USD	90,000	3.91% due 01/15/18 (b),(c)	90,450
		Lions Gate Entertainment Corp.	
USD	100,000	5.25% due 08/01/18	103,000
		MGM Resorts International	
USD	50,000	10.00% due 11/01/16	54,500
		Mirant Mid-Atlantic Series B Pass Through Trust	
USD	58,300	9.13% due 06/30/17	61,507
		Navios Maritime Holdings, Inc. / Navios Maritime Finance II US, Inc.	
USD	80,000	8.13% due 02/15/19 (b)	62,800

		New Academy Finance Co. LLC / New Academy Finance Corp.	
USD	125,000	8.00% due 06/15/18 (a),(b),(e)	126,250
		NRG Energy, Inc.	
USD	50,000	7.63% due 01/15/18	54,813
		Par Pharmaceutical Cos, Inc.	
USD	56,000	7.38% due 10/15/20 (b)	59,780
		Peninsula Gaming LLC / Peninsula Gaming Corp.	
USD	75,000	8.38% due 02/15/18 (a),(b)	78,094
		PHI, Inc.	
USD	70,000	5.25% due 03/15/19 (b)	64,750
		QEP Resources, Inc.	
USD	140,000	6.80% due 04/01/18	145,250
		Reynolds Group Issuer, Inc. / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu	
USD	150,000	7.88% due 08/15/19 (b)	156,188
		Sanmina Corp.	
USD	45,000	4.38% due 06/01/19 (a)	44,888

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)

2015年6月30日

(米ドル建て)

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の明細</u>	<u>純資産に 占める比率</u>	<u>公正価値</u>
		債券 (94.9%) (続き)		
		米国 (84.5%) (続き)		
		社債 (63.7%) (続き)		
		Smithfield Foods, Inc.		
USD	40,000	5.25% due 08/01/18 (a),(b)	\$	40,600
		Sprint Capital Corp.		
USD	205,000	6.90% due 05/01/19		209,100
		Tenet Healthcare Corp.		
USD	55,000	6.00% due 10/01/20		58,644
		T-Mobile USA, Inc.		
USD	130,000	6.46% due 04/28/19 (b)		133,900

USD	15,000	Vander Intermediate Holding II Corp. 9.75% due 02/01/19 (a),(b),(e)		14,775
USD	120,000	WellCare Health Plans, Inc. 5.75% due 11/15/20 (b)		124,800
USD	145,000	WideOpenWest Finance LLC / WideOpenWest Capital Corp. 13.38% due 10/15/19 (b)		157,688
USD	45,000	Wise Metals Intermediate Holdings LLC / Wise Holdings Finance Corp. 9.75% due 06/15/19 (a),(b)		47,925
USD	145,000	WMG Holdings Corp. 13.75% due 10/01/19 (b)		158,775
USD	50,000	Zayo Group LLC / Zayo Capital, Inc. 10.13% due 07/01/20 (b)		55,838
USD	7,000	Zions Bancorporation 6.00% due 09/15/15		7,054
		社債計		5,180,057
		米国計（費用6,997,599ドル）		6,868,514
		債券計（費用7,848,199ドル）	\$	7,710,411
		短期投資（3.4%）		
		英国（3.4%）		
		定期預金（3.4%）		
USD	272,141	ANZ National Bank 0.03% due 07/01/15		272,141
		定期預金計		272,141
		英国計（費用272,141ドル）		272,141
		短期投資計（費用272,141ドル）		272,141
		投資総額（費用8,120,340ドル）	98.3%	\$ 7,982,552
		負債を上回る現金およびその他の資産	1.7	139,975
		純資産	100.0%	\$ 8,122,527

投資明細表のすべての有価証券は運用会社の最良の判断に基づいて有価証券の所在地ではなく、リスクの所在国によって分類されている。

(a) 144A証券 - 1933年証券取引法の規則144Aの下でSECへの登録の適用除外になっている証券。これらの証券は、登録せずに主として適格機関購入者に転売が可能である。他に指定がない限り、これらの証券は非流動的だとはみなされない。

(b) 償還条項付き証券。

- (c) 2015年6月30日時点の変動利付き証券。
 (d) 2015年6月30日時点の変動金利証券。
 (e) PIK - 現物支給証券。発行者の裁量により、利息が現金または追加で発行される証券で払われる。

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表（続き）

2015年6月30日

（米ドル建て）

2015年6月30日現在の円ヘッジクラスの為替先渡契約（純資産の0.2%）：

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価（損）	純評価益（損）
JPY	State Street Bank & Trust Co.	915,408,217	2015年7月15日	USD	7,465,399	ドル 16,726	ドル -	ドル 16,726
USD	State Street Bank & Trust Co.	139,857	2015年7月15日	JPY	17,320,000	-	(1,709)	(1,709)
USD	State Street Bank & Trust Co.	213,097	2015年7月15日	JPY	26,130,184	-	(479)	(479)
						ドル 16,726	ドル (2,188)	ドル 14,538

2015年6月30日現在の円ヘッジ/N1クラスの為替先渡契約（純資産の0.0%）：

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価（損）	純評価益（損）
JPY	State Street Bank & Trust Co.	433,000	2015年7月15日	USD	3,484	ドル 55	ドル -	ドル 55
JPY	State Street Bank & Trust Co.	219,000	2015年7月15日	USD	1,771	19	-	19
JPY	State Street Bank & Trust Co.	119,711,892	2015年7月15日	USD	976,283	2,187	-	2,187
JPY	State Street Bank & Trust Co.	164,000	2015年7月15日	USD	1,331	10	-	10
USD	State Street Bank & Trust Co.	1,589	2015年7月15日	JPY	197,000	-	(21)	(21)
USD	State Street Bank & Trust Co.	3,987	2015年7月15日	JPY	491,000	-	(26)	(26)
USD	State Street Bank & Trust Co.	27,142	2015年7月15日	JPY	3,328,158	-	(61)	(61)
						ドル 2,271	ドル (108)	ドル 2,163

デリバティブ商品の価値

以下の表は当ファンドの潜在的なネットティングの取決めを含むデリバティブポジションの要約である。デリバティブ商品に関する追加情報は添付の財務諸表への注記の注2のデリバティブ商品のセクションおよび注5のリスク要因のセクションを参照。

店頭デリバティブ	カウンターパーティ	デリバティブ資産の価値	デリバティブ負債の価値	受取担保	差入担保	差引*
為替先渡契約	State Street Bank & Trust Co.	\$ 18,997	\$ (2,296)	\$ -	\$ -	\$ 16,701
合計		\$ 18,997	\$ (2,296)	\$ -	\$ -	\$ 16,701

*差引はデフォルト時に支払われるべきカウンターパーティに対する未収金/(未払金)を表す。同一の法人との同一の法的取り決めの下で実行された取引についてネットtingが認められる可能性がある。

通貨の略称：

JPY	-	日本円
USD	-	米ドル

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

財務諸表への注記

2015年6月30日に終了する年度

1. 組織

ダイワ/プリンシパル・US・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「当ファンド」)は、ケイマン諸島の信託法(改正後)に基づいて2012年2月14日に設立されたオープンエンド型のユニットトラスト、ダイワ・プレミアム・トラスト(以下「当トラスト」)のサブファンドである。当ファンドはElian Trustee (Cayman) Limited(以下「受託会社」)により2013年1月25日付の補足信託宣言に従って設立され、2013年2月4日に業務を開始した。

当ファンドは現在、円ヘッジクラスおよび円ヘッジ/N1クラスの2種類の受益証券を設定している。円ヘッジ/N1クラスは2013年11月29日に運用を開始した。円ヘッジクラスおよび円ヘッジ/N1クラスの2種類の受益証券は、円ヘッジ/N1クラス受益証券が分配を受けないことを除き、すべての重要な点において同一である。

当ファンドの機能および報告通貨は米ドル(以下「機能通貨」、「米ドル」)である。受託会社は運用通貨によって受益証券のクラスを指定することができる。受益証券の購入申込みと買戻し償還は同クラスの運用通貨によって処理され、同クラスの受益証券1口当たりの純資産価額はそうした運用通貨によって計算され、相場価格が設定される。各クラスの運用通貨は日本円である。2015年6月30日時点の当ファンドの円ヘッジクラスおよび円ヘッジ/N1クラスの受益証券1口当たり純資産価額は、それぞれ93.732円および100.706円だった。

Principal Global Investors, LLC(以下「投資運用会社」)が当ファンドの投資運用会社を務める。

当ファンドは主に米国に事業所を構え事業を行っている非米国企業を含む米国企業が発行する短期デュレーションのハイ・イールド資産に投資することによってインカム・ゲインとキャピタルゲインからなる長期的な総利回りを追求する。

投資運用会社は主に米国企業が発行したハイ・イールド債からなる分散ポートフォリオへの投資を追求する。投資運用会社は米国企業向けのバンクローンに投資することができ、いかなる時でもそのようなバンクローンの割合が当ファンドの純資産価額の25%を超えないようにする。

投資運用会社は当ファンドの保有するポートフォリオの平均デュレーションを2年に維持することを目標とする。当ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは3年を超えてはならない。

通常の市場環境下で、投資運用会社は当ファンドの資産の90%以上を短期デュレーションのハイ・イールド資産(ハイ・イールド債、バンクローンおよびその他の許可された金融商品を含む)へ投資することを追求する。債券、バンクローン、およびその他の許可された金融商品を含む短期デュレーションのハイ・イールド資産への投資はすべて米ドル建てでなければならない。

投資運用会社は通貨エクスポージャーが日本円にヘッジされた円ヘッジクラスおよび円ヘッジ/N1クラスのパフォーマンスの獲得を追求する。

当ファンドは投資会社であるため、投資会社の会計報告指針である財務会計基準審議会（FASB）会計基準編纂書（ASC）トピック946「金融サービス 投資会社」に準拠している。

2. 重要な会計方針

当ファンドの財務諸表は2014年7月1日から2015年6月30日（当ファンドの会計年度末で、土曜日または日曜日を除くニューヨークおよび東京の銀行が通常の銀行業務を行うことが許可されている日および/または一般的もしくは特別な場合を問わず受託会社が決定するその他の日である最終営業日に相当する日）までの期間を反映している。以下は当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「U.S. GAAP」）に準拠して財務諸表を作成する際に常に従っている重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠した財務諸表の作成は、財務諸表の中で報告される金額と開示に影響を与える見積りと前提を経営者が行うことを求めている。実際の結果はこれらの見積りとは違って来る可能性がある。

財務諸表への注記（続き）

2015年6月30日に終了する年度

(A) **受益証券の純資産価値額の決定。** 当ファンドの受益証券1口当たりの純資産価値額は、ファンドの純資産価値額（「純資産価値額」は総資産価値額から未払報酬および未払費用を含めた総負債を引いた額）をその時点の関連するクラスの発行済み受益証券口数で割って算出される。結果は、小数点第4位を四捨五入する。Brown Brothers Harriman & Co.（以下「管理会社」）が各営業日の業務終了時に当ファンドの純資産価値額を計算する。

当ファンドの機能通貨以外で表示されたすべての資産の価値額は、承認された独立プライシング・サービスからのロンドン時間午後4時時点の適切なスポット・レートを利用して同等の機能通貨に換算される。

各クラスの受益証券1口当たりの純資産価値額は、承認された独立プライシング・サービスからのロンドン時間午後4時時点の適切なスポット・レートを利用して適切な同等の運用通貨に換算される。

(B) **証券評価。** 純資産価値額計算の目的上、市場相場が容易に入手できるポートフォリオ有価証券とその他の資産は公正価値で計上される。公正価値は一般的に、こうした証券の主たる市場である取引所において最後に報告された売却価格、もしくは売却が報告されない場合は、相場報告システム、確立されたマーケットメーカー、または独立プライシング・サービスから入手した相場価格に基づいて決定される。独立プライシング・サービスは、マーケットメーカーから提供される情報、または同様の特徴を持つ投資対象または有価証券に関連した利回りデータから取得される市場価値の見積りを利用している。満期60日以下の短期投資対象は、公正価値に近似する償却原価で計上される。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資対象は、プライシング・サービスから取得した為替レートを使用して機能通貨に換算される。この結果、当ファンドの受益証券の純資産価値額は機能通貨に対する諸通貨価値の変動によって影響を受ける場合がある。米国以外の市場で取引されるか、あるいは機能通貨以外の通貨建ての証券の価値額は、ニューヨーク証券取引所（NYSE）とニューヨークおよび東京の銀行が休場の日に大きく影響を受ける可能性があり、また、純資産価値額は投資家が受益証券を購入、買戻し要請、あるいは交換することができない日に変動する場合もある。

市場相場価格がすぐには入手できない有価証券およびその他の資産は、投資運用会社が誠実に決定した公正価値によって評価される。投資運用会社は市場相場価格がすぐには入手できない状況における有価証券およびその他の資産を評価するための複数の手法を採用してきた。例えば、日々の市場相場価格がすぐには入手できない特定の有価証券または投資対象は、投資運用会社が確立した指針に従って、他の証券や指数を参照して評価される場合がある。

市場相場価格は、当ファンドの証券または資産の価額に重要な影響を及ぼす事象が当該市場の引けた後に、しかしNYSEが引ける前に起こる場合を含めて、現在の、あるいは信頼できる市場ベースのデータ（例えば売買情報、売買気配値情報、ブローカー相場価格）が存在しない状況において、すぐには入手できないとみなされる。これに加えて、有価証券が取引される取引所または市場が特別の状況のため終日取引が行われず、他の市場相場価格も入手できないときには、市場相場価格はすぐには入手できないとみなされる。投資運用会社またはその代理人は当ファンドの有価証券または資産の価額に重大な影響を与える可能性のある重要な事象を監視し、適切な証券または資産の価額をこうした重要な事象に照らして再評価すべきかどうかを決める責任を持つ。

当ファンドが純資産価額を決定するために公正価値を使用するときには、有価証券は主に取引される市場の相場をベースにするのではなく、受託会社またはその指示の下に行動する人物が公正価値を正確に反映していると信じる別の手法によって価格を決めることができる。公正価値による価格決定は証券の価値についての主観的な判断を必要とする場合がある。当ファンドの方針は、価格決定時点の証券の価値を公正に反映したファンドの純資産価額の計算をもたらすことを意図しているが、当ファンドは投資運用会社またはその指示の下に行動する人物によって決定された公正価値が、もし証券が価格決定の際に処分される場合（例えば強制競売または清算売却の際）に同証券から得られる価格を正確に反映したものとなるのを保証することはできない。当ファンドが使用する価格が、証券を売却した場合に実現する価値と異なったものとなり、その差異が財務諸表にとって重要なものになる場合がある。

財務諸表への注記（続き）

2015年6月30日に終了する年度

公正価値の測定 - U.S. GAAPに基づく公正価値の測定および開示についての権威ある指針に従って、当ファンドは公正価値を測定するのに利用する評価技法へのインプットを優先順位付けした階層によって投資の公正価値を開示している。同階層は同一の資産または負債のための活発な市場における調整前の相場価格に基づいた評価（レベル1測定）に最も高い優先順位を置いており、最も低い優先順位は評価のために重要な観測不能のインプットに基づく評価（レベル3測定）に置かれている。同指針は公正価値階層の以下の3つのレベルを設定している。

- ・ レベル1 - 同一の資産または負債のための活発な市場における（調整前の）相場価格から得られる公正価値測定。
- ・ レベル2 - レベル1に含まれる相場価格以外で、資産または負債のために直接的（すなわち価格）、または間接的（すなわち価格に由来する）に観測可能なインプットから得られる公正価値測定。
- ・ レベル3 - 資産または負債のための観測可能な市場データに基づかないインプット（観測不能なインプット）を含む評価技法から得られる公正価値測定。

インプットは様々な評価技法を適用する上で使用され、リスクをめぐる前提を含め、市場参加者が評価を決めるのに利用する前提として広く参照される。インプットには価格情報、特定の、および広範な信用データ、流動性統計、ならびにその他の要素が含まれる。公正価値階層内の金融商品のレベルは、公正価値の測定にとって重要な最低水準のインプットをベースに決定される。しかしながら、何が「観測可能」を構成するかについての決定は投資運用会社による重要な判断を必要とする。投資運用会社は、観測可能なデータとは、すぐに入手可能で、定期的に配信または更新され、信頼でき、かつ検証可能で非専有的なデータで、関連市場に積極的に関与する独立のソースから提供されるもの、とみなしている。階層内の金融商品の分類は同商品の価格の透明性に基づくものとなり、同商品への投資のリスクに対する投資運用会社の受け止め方に相応するものとは必ずしもならない。

投資対象。活発な市場における相場価格に基づいて評価され、従ってレベル1に分類される投資対象には、活発に取引される上場株式、取引所上場デリバティブ、および一定の金融市場証券が含まれる。投資運用会社はこうした商品について、たとえ当ファンドが大きなポジションを保有し、それを売却すれば相場価格にかなりの影響を与える恐れがある状況においても、相場価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、市場相場価格、ディーラー相場、あるいは観測可能なインプットでサポートされる代替価格ソースに基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類される。これらには、投資適格の社債と国債が含まれる。レベル2の投資対象に

は、活発な市場では取引されていないか、あるいは譲渡制限を受けているポジションが含まれるため、評価価額は、一般的に入手可能な市場情報に基づく流動性不足ないしは譲渡困難性を反映して、調整される場合がある。

レベル3に分類される投資対象は、取引が頻繁に行われなため、重要な観測不能のインプットを持つ。レベル3の投資対象にはプライベート・エクイティおよび企業負債証券が含まれる。これらの証券については観測可能な価格が入手できないため、公正価値を算出するのに評価技法が利用される。

デリバティブ商品。デリバティブ商品は、取引所で取引できるか、あるいは店頭(以下「OTC」)取引で非公開で売買される。先物取引や上場オプション契約といった取引所上場デリバティブは通常、活発に取引されているとみなされるかどうかによって、公正価値階層のレベル1かレベル2に分類される。

財務諸表への注記(続き)

2015年6月30日に終了する年度

為替先渡契約を含むOTCデリバティブは、入手可能で信頼できるとみなされるときはいつでも、投資運用会社がカウンターパーティ、ディーラーまたはブローカーから受け取る相場などの観測可能なインプットを使用して評価する。モデルが利用される事例においては、OTCデリバティブの価額は同商品の契約条件と固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性と信頼性によって決まる。こうしたインプットには、参照証券の相場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ計測値、期限前償還率、ならびにこれらのインプットの相関関係が含まれる。包括的為替先渡契約、クレジット・デフォルト・スワップ、オプションなどの特定のOTCデリバティブは、一般的に市場データによって裏付けすることができるインプットを有するため、レベル2に分類される。

流動性が少ないか、あるいはインプットが観測不能なOTCデリバティブはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの価額評価にレベル1ないしレベル2のインプットを一部利用することができるが、それらもまた、公正価値の決定にとって重要とみなされる他の観測不能なインプットを含んでいる。いずれの測定日においても、投資運用会社はレベル1とレベル2のインプットを、観測可能なインプットを反映させてアップデートする。ただし、それに伴う利得と損失は、観測不能なインプットの重要性のため、レベル3内で反映される。

以下の表は貸借対照表に記載された2015年6月30日時点の金融商品の評価額を表題別および評価階層内のレベル別に示したものである。*:

債券	(調整前) 同一の投資対象に 対する活発な市場の 相場価格 (レベル1)	重要でその他の 観測可能な インプット (レベル2)	重要で 観測不能な インプット (レベル3)	2015年6月30日 時点の公正価値
カナダ	\$ -	\$ 285,403	\$ -	\$ 285,403
アイルランド	-	194,500	-	194,500
ルクセンブルグ	-	361,994	-	361,994
米国	-	6,868,514	-	6,868,514
短期投資				
定期預金	272,141	-	-	272,141
投資計	\$ 272,141	\$ 7,710,411	\$ -	\$ 7,982,552

金融デリバティブ商品**

資産

為替先渡契約 \$ - \$ 18,997 \$ - \$ 18,997

負債

為替先渡契約 \$ - \$ (2,296) \$ - \$ (2,296)

- * 有価証券の分類についてのさらなる情報は、投資明細表を参照されたい。
- ** 金融デリバティブ商品には、未決済の為替先渡契約に係る評価益 / (評価損) が含まれる。

2015年6月30日に終了した会計年度においては、レベル1、レベル2、およびレベル3間の移転は何もなかった。当ファンドは各レベル間で移転する投資対象を会計期末時点で計算している。

2015年6月30日時点でレベル3に評価された有価証券は何もなかった。

(C) 有価証券取引と投資収益。有価証券取引は財務報告の目的上、取引日現在で記録される。発行日取引または遅延受渡しベースで購入ないし売却された証券は、取引日の1カ月ないしそれ以上後に決済される場合がある。売却証券からの実現利益および損失は個別法によって記録される。金利収益はディスカウントの増価とプレミアムの償却を調整したあと発生主義ベースで記録される。クーポン収益はその徴収が期待されない証券については、認識されない。償還利益および損失は金利収益として損益計算書に記録される。当ファンドはローン購入活動に関連して一定の手数料を得る。当該手数料は獲得した金利支払いに追加され、変更手数料、同意手数料、繰り上げ返済手数料を含む場合がある。その他収入は第三者からの支払いを表す。

財務諸表への注記（続き）

2015年6月30日に終了する年度

(D) 分配方針。受託会社は受益者に分配を行う権限を有する。受託会社は2013年2月に始まる分配基準日の登録受益者に対して各分配日に月次分配金を支払う方針である（ただし、義務ではない）。分配金は、当年度の純利益、純実現キャピタルゲインおよび未実現キャピタルゲイン、ならびにファンドの元本から、もしくは信託宣言で特定されたその他の方法で支払われる。

分配金は自動的に再投資され、受益者名義で同クラスの証券の追加購入申し込みに充てられる。

2015年6月30日に終了した会計年度に宣言され、再投資された分配金は次の通りである。

受益者への分配金	純利益、キャピタルゲイン および元本からの分配金
円ヘッジクラス	\$ (360,025)

(E) 現金と外貨。外国証券、保有通貨、およびその他の資産と負債の公正価値は、各営業日現在の為替レートに基づいて当ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変化に伴う保有通貨およびその他の資産ならびに負債の価値の変動は為替評価差損益として記録される。投資有価証券の実現損益および評価損益、ならびに収益と費用は、それらの取引の実行日と報告日にそれぞれ換算される。外国通貨の為替レートの変化が有価証券とデリバティブへの投資に与えた影響は、損益計算書の中でこれらの証券の市場相場価格と価値の変動による影響とは別扱いされず、純実現損益および評価損益の中に含まれる。

(F) 定期預金。当ファンドは受託会社の定めるところにより、保管会社を通じて余剰な現金残高を1つ以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金に預ける。これらは当ファンドの投資明細表の短期投資に分類される。

(G) 為替先渡契約。当ファンドは有価証券の一部または全部に関連した通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して為替先渡契約を結ぶことができる。為替先渡契約は将来の一定の日に指定価格で通貨を売り買いするために2当事者間で結ばれる契約である。為替先渡契約の公正価値は外国通貨の為替レートの変化に従って変動する。為替先渡契約は日次ベースで時価評価され、評価額の変化は当ファンドによって評価損益として記録される。実現損益は取引開始時の契約価値と取引終了時の契約価値の差額に等しく、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は貸借対照表に反映された評価損益を超える市場リスクを伴う場合がある。これに加えて当ファンドは、もしカウンターパーティが契約の条件を満たせなかったり、あるいは通貨価値が機能通貨に不利に変化した場合には、リスクにさらされる恐れがある。当ファンドはまた、投資家に対す

る為替リスクをヘッジする目的で為替先渡契約を結ぶことも認められている。各クラスで保有する為替先渡契約によって生じた損益は、それぞれのクラスに配分される。

(H) **デリバティブ商品**。会計基準コード化ASC 815-10-50はデリバティブ商品およびヘッジ活動に関する情報開示を義務付けている。それは当ファンドが、a) ファンドがどのような形でなぜデリバティブ商品を利用するのか、b) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品はどのように会計処理されるのか、c) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品は事業体の財政状態、財務業績、およびキャッシュフローにどのような影響を与えるのか を開示することを求めている。

当ファンドはいかなるデリバティブ商品もASC 815に基づくヘッジ商品として指定していない。

当ファンドが保有している為替先渡契約は経済的なヘッジ目的として利用されているが、これらのデリバティブはASC 815の要件の下では会計目的のためのヘッジ商品としては適格ではない。これらのデリバティブ商品の公正価値は、貸借対照表に含まれ、公正価値の変化は損益計算書の中で実現損益、または評価損益の純変動として反映される。

財務諸表への注記(続き)

2015年6月30日に終了する年度

リスク・エクスポージャー別に分類された当ファンドのデリバティブ商品の公正価値の概要は以下のとおりである。

2015年6月30日時点の貸借対照表におけるデリバティブ商品の公正価値

デリバティブ商品はASC 815に基づくヘッジ商品に該当しない

表示箇所	外国為替リスク*
資産デリバティブ	
為替先渡契約の評価益	\$ 18,997
負債デリバティブ	
為替先渡契約の評価損	\$ (2,296)

2015年6月30日で終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

デリバティブ商品はASC 815に基づくヘッジ商品に該当しない

*総価値は貸借対照表の為替先渡契約および売建てオプションの評価益/評価損の行の公正価値項目として表示されている。

表示箇所	外国為替リスク
業務活動の結果生じたと認識されるデリバティブの実現益/(実現損)	
為替先渡契約における純実現損	\$ (1,752,571)
業務活動の結果生じたと認識されるデリバティブの評価益/(評価損)の変動	
為替先渡契約における評価損の純変動	\$ (34,390)

2015年6月30日に終了した年度における未決済の為替先渡契約の月間平均名目元本額は以下の通り。

円ヘッジクラス	\$ 8,507,690
円ヘッジ/N1クラス	\$ 920,377

当ファンドは適宜結ばれるOTCデリバティブ・外国為替契約を管理する国際スワップデリバティブ協会(ISDA)マスターアグリーメント、国際外国為替標準契約、または外国為替およびオプション標準契約などのマスターネットティング契約を、特定のカウンターパーティとの

間で採用している。マスターネットティング契約には、中でも両当事者の一般的責務、表明、合意、担保要件、デフォルトの事象、ならびに契約の早期終了に関する条項を含めることができる。

担保要件は当ファンドの各カウンターパーティとのネット・ポジションに基づいて決められる。担保は現金または米政府ないし同関連機関が発行する債務証券、または当ファンドと適用可能なカウンターパーティによって合意されたその他の証券の形をとることができる。特定のカウンターパーティに関しては、マスターネットティング契約の条件に従って、当ファンドのために差し入れられた担保は、当ファンドの保管会社によって分離口座に保管され、売却または再差し入れが可能な額に関しては投資明細表の中に提示される。当ファンドが差し入れた担保は当ファンドの保管会社によって分離保管され、投資明細書の中で確認される。2015年6月30日時点で、担保として差し入れられた証券または現金はなかった。

財務諸表への注記(続き)

2015年6月30日に終了する年度

当ファンドに適用可能な契約終了の事象は、当ファンドの純資産が一定の期間にわたり特定の閾値以下にまで下落した時に起こる場合がある。カウンターパーティに適用可能な契約終了の事象は、カウンターパーティの信用格付けが特定の水準以下にまで低下した時に起こる場合がある。そうしたいずれのケースにおいても、それが起こった場合には、相手方の当事者は契約を早期終了し、すべてのデリバティブおよび外国為替取引の残高を、契約終了当事者によって合理的に決められたすべての損失およびコストの支払いを含め、決済することを選択できる。当ファンドのカウンターパーティの1社ないし複数の社が契約の早期終了を決めれば、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与える可能性がある。

3. 所得税

当ファンドは課税上の地位に関してケイマン諸島法に従っている。ケイマン諸島の現行法により、利益、収益、利得または評価益に対して税金は課せられず、また、当ファンドを構成する資産、または当ファンドの下で生じる収益に対して遺産税や相続税という性格を持ついかなる税金も課せられない。また、当該資産または収益に関し、受益者に対して税金は適用されない。当ファンドによる分配金に対しても、あるいは受益証券の買戻しに伴う純資産価額の支払いに対しても、源泉徴収税は何も適用されない。この結果、財務諸表の中で所得税の引当ては何もなかった。

当ファンドは全般的に、米国連邦所得税の目的上、米国で取引または事業に従事しているとみなされないように、その活動を実施することを意図している。特に当ファンドは、1986年内国歳入法(改訂後)におけるセーフ・ハーバーに適合となることを意図している。同法に基づき当ファンドは、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティの取引に限定される場合には、当該事業に従事しているとはみなされない。もし当ファンドの収益のどれも、当ファンドの米国における取引または事業と実質的に関連していない場合でも、当ファンドが米国を源泉として得る特定のカテゴリーの収益(配当金および特定の種類の金利収益を含む)は30%の米国の税金が課され、この税金は一般的に当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性に対する会計処理と開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会 - 会計基準成文化740)は、受託会社に対して、当ファンドの税務ポジションが、関連する不服申立てまたは訴訟手続きの解決を含めて、税務調査の際に支持される可能性の方が高いかどうかの判断を、同ポジションの技術上のメリットに基づいて決めることを求めている。この支持される可能性の方が高いという基準を満たす税務ポジションについては、財務諸表の中で認識される税金金額は関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%を超える最大ベネフィットが減額される。投資運用会社は当ファンドの税務ポジションを審査し、財務諸表の中で税金の引当ては必要ないと判断した。不確実な税務ポジションに関連した利息またはペナルティーは現在何も存在しない。

2015年6月30日現在、米国以外の主要な税務管轄区の調査対象となっていて、時効に係る法令が適用されている税務年度は2013年(当ファンドの業務開始)から当会計年度に至るまでの期間である。米国連邦管轄当局による調査の対象となっている税務年度は2013年(当ファンドの業務開始)から2015年6月30日までの期間である。

4. 受益証券

2015年6月30日現在、すべての発行済み受益証券は1受益者によって保有されている。

(A) **受益証券の購入申込み。**適格投資家は各営業日において、募集申込み日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価額に等しく、1,000円に等しいかそれを上回る申込み価格で受益証券の購入を申込みすることができる。受益証券購入のためのすべての支払いは購入するクラスの受益証券の運用通貨で行われる。受託会社はいかなる理由によっても、理由を示すことなしにいかなる購入申込みに対してもそれを拒否することができる。購入申込みは取り消しすることはできない。申込み期限後に受けたいかなる購入申込みも、次回の購入申込み日における受益証券購入の要請として処理される。

受託会社は受益者に対して、それぞれの購入申込み日のあと可及的速やかに発行される受益証券の数量を通知する。

財務諸表への注記（続き）

2015年6月30日に終了する年度

(B) **受益証券の譲渡。**受益者は受託会社の事前の書面による承認がある場合にのみ、保有受益証券を譲渡することができる。受益証券の譲渡は当ファンドの受益者名簿に登録されるまで無効であり受託会社や受益者を拘束するものではない。

(C) **買戻し。**各受益者はその受益証券を買戻しのできる最低口数が0.01口に等しいかそれを上回る場合は受益証券の口数で、または買戻しのできる最低金額が1,000円に等しいかそれを上回る場合は金額で買戻しをすることができる。一旦、買戻し請求が管理会社によって受領されれば、買戻しが停止されるか受託会社の同意がない限り、取り消すことはできない。

5. リスク要因

当ファンドの投資対象は投機的で、高い度合いのリスクを伴う。いかなるファンドとも同様に、当ファンドがその目標を達成すること、あるいは当ファンドのパフォーマンスがいかなる期間においても黒字になるということは保証できない。従って、受益証券の購入を予定している投資家は以下のリスク要因を考慮に入れるべきである。これらのリスク要因は当ファンドへの投資に関連したすべてのリスク要因を網羅した完全なリストではない。

(A) **市場リスク。**市場リスクとは当ファンドが投資する1つあるいは複数の市場の価値が下落するリスクで、それには市場が予測し難い急落を演じる可能性が含まれる。選択リスクとは、投資運用会社が選択する証券が、市場、関連指数、または同様の投資目標と投資戦略を持つ他のファンドが選択した証券を下回るリスクを言う。

(B) **金利リスク。**金利リスクは、金利が低下するときに債券の価格が全般的に上昇し、金利が上昇するときにそれらの価格が下落するリスクを指す。長期証券の価格は一般的に、短期証券の価格よりも金利の変化により大きく反応して変動する。当ファンドは、短期金利または長期金利が急上昇したり、あるいは投資運用会社が予想しなかったような変化を示した場合に損失を被る可能性がある。

(C) **カウンターパーティおよびブローカー・リスク。**当ファンドもしくは当ファンドの代理人が取引または投資を行う銀行およびブローカー会社を含む金融機関ならびにカウンターパーティが財務面の困難に直面して、当ファンドに対するそれぞれの債務に関しデフォルト（債務不履行）に陥る可能性もある。こうしたデフォルトは当ファンドに実質的な損失を生む恐れがある。これに加えて、当ファンドは特定の取引を確保するため、カウンターパーティに対して担保を差し入れる場合がある。

当ファンドは各カウンターパーティとの間でマスターネットティングアグリーメントを結ぶことによってカウンターパーティの信用リスクへのエクスポージャーを減らすよう努める。マスターネットティングアグリーメントは当ファンドにカウンターパーティの信用力が一定の水準以上に悪化した場合にマスターネットティングアグリーメントの下で行った全ての取引を終了できる権利を付与する。マスターネットティングアグリーメントは各当事者に対して、他方当事者がデフォルトの場合または契約終了の場合に、マスターネットティングアグリーメントの下で行った全ての取引を終了し、各取引で一方の当事者から他方の当事者へ支払われるべき未払金を相殺する権利を付与する。OTCデリバティブに関するカウンターパーティの信用リスクから生じる当ファンドの最大の損失リスクは、一般的に評価益の合計額とカウ

ンターパーティの未払金がカウンターパーティが当ファンドに差し入れた担保の額を超過する金額である。当ファンドはOTCデリバティブのカウンターパーティのためにデリバティブ契約残高の各カウンターパーティの評価益を下回らない範囲の金額で担保の差し入れが必要となる場合がある。当該金額は最低引渡条項に従い、差し入れた担保は投資明細表の中で確認される。

(D) **信用リスク。**信用リスクとは、証券の発行者が期日までに金利の支払いや元本の返済ができなくなるリスクを言う。発行者の信用格付けの変更、あるいは発行者の信用状態に対する市場の受け止め方も、同発行者に対する当ファンドの投資の評価額に影響を与える可能性がある。信用リスクの度合いは発行者の財政状態および負債の条件の双方に左右される。

財務諸表への注記（続き）

2015年6月30日に終了する年度

(E) **為替リスク。**当ファンドが投資する証券およびその他の金融商品は、当ファンドの機能通貨以外の通貨で表示、あるいは価格が示される場合がある。このために外国通貨の為替レートの変化がファンドのポートフォリオの価額に影響を与える可能性を持つ。一般的には当ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して上昇すれば、他の通貨建ての証券は、価額を低下させることになる。というのは、当該通貨をファンドの機能通貨へ換算する際に価額が低下する効果がもたらされるためである。これとは逆に、ファンドの機能通貨の価値が別の通貨に対して低下すれば、同通貨建ての証券の価額は上昇する。一般に「為替リスク」として知られるこのリスクは、当ファンドの強い機能通貨が投資家へのリターンを減らし、弱い機能通貨はこれらのリターンを高める可能性があることを意味している。

(F) **保管リスク。**当ファンドは、自己の証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管会社として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管会社が保有する当ファンドの証券の全部または一部を失う可能性がある。

(G) **流動性リスク。**流動性リスクは特定の投資対象の購入や売却が困難な場合に発生する。当ファンドが流動性の低い証券へ投資すると、流動性の低い証券を有利なタイミングまたは価格で売却できない場合があるために、当ファンドのリターンが低下する可能性がある。当ファンドの主たる投資戦略が先進国以外の証券、デリバティブ、または重大な市場もしくは信用リスクを伴う証券を含む程度において、当ファンドは流動性リスクに対して最大のエクスポージャーを持つ傾向がある。

(H) **コールリスク。**金利が低い場合、発行者は「償還条項付き証券」を裏付ける債務の早期償還を行うことがよくある。こうした場合、当ファンドは手取金を低利回りの金融商品に再投資せざるを得ず、早期償還されなければ生じたであろう金利低下から得られた価格上昇という恩恵を受けられない可能性がある。

(I) **セクターリスク。**当ファンドが特定の債券市場セクターに重点的に投資をする限度において、その運用成果はこうしたセクターに著しい影響を与える出来事に特に敏感に反応する。個別セクターは広域市場よりも上げ下げが大きい。1つのセクターを構成する金融商品または産業は経済的、政治的、規制当局による事象に全て同じ方向に反応する可能性がある。

(J) **集中リスク。**比較的少数の証券、セクター、産業、または地理的な地域に投資が集中することで、パフォーマンスに重大な影響を及ぼす可能性がある。分散が低下した結果、証券、セクター、産業または地域のグループのパフォーマンスの低さがアンダ パフォーマンスにつながる可能性がある。加えて、当該グループへのエクスポージャーの水準が高まることでボラティリティが上昇する場合がある。

(K) **デリバティブ・リスク。**当ファンドはその投資対象をヘッジしたり、あるいはリターンを高めるためにデリバティブ商品を利用する場合がある。デリバティブは当ファンドがそのリスク・エクスポージャーを、他のタイプの商品よりも迅速かつ効率的に高めたり減らしたりすることを可能にする。デリバティブは変動性が高く、以下を含めた重要なリスクを伴う。

- ・ 信用リスク - デリバティブ取引のカウンターパーティ（取引の相手側の当事者）が当ファンドに対する金銭債務を履行できなくなるリスク。

- ・ レバレッジ・リスク - 比較的小さな市場相場の動きが投資対象の価値の大幅な変化を招く可能性のある特定のタイプの投資対象または売買戦略に関連したリスク。レバレッジを伴う特定の投資対象または売買戦略は、当初の投資額を大きく超える損失を招く可能性もある。
- ・ 流動性リスク - 特定の証券について、売り手が売りたいときに、あるいは同証券が現在それだけの価値があると売り手が考える価格で、売却することが困難あるいは不可能になるリスク。

財務諸表への注記(続き)

2015年6月30日に終了する年度

当ファンドは予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは当ファンドがファンドの他の保有商品に関連したリスクを相殺するためにデリバティブを使う戦略である。ヘッジは損失を減らすことができるが、もし市場が当ファンドの想定とは異なった形で動いたり、あるいはデリバティブのコストがヘッジによる利益を上回る場合には、利益を減らすか、ゼロにしたり、あるいは損失をもたらす場合がある。またヘッジにはデリバティブの価額の変化が、当ファンドが予想したヘッジ対象保有商品の価額の変化とマッチしないというリスクがあり、その場合はヘッジ対象の保有商品に係る損失が減らずに増える可能性もある。当ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らしたり、あるいはヘッジ取引が利用可能になるか、あるいは費用効果が高いものとなるかどうかについては保証できない。当ファンドはヘッジの利用を義務付けられておらず、ヘッジを利用しないことも選択できる。当ファンドはリターンを高めるためにデリバティブを利用することができるため、そうした投資は当ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用した場合に比べ、より大きな度合いで当ファンドを以上に挙げたようなリスクにさらすことになる。リターンを高めるためにデリバティブを利用することは投機的とみなされる場合がある。

6. 保証と補償

当トラストと当ファンドの設立文書に基づき、特定の当事者(受託会社および投資運用会社を含む)は当ファンドに対する義務の履行から生じ得る一定の負債に対して補償される。それに加えて、通常の業務過程において、当ファンドは様々な補償条項を含む契約を結んでいる。これらの取決めに基づく当ファンドの最大限のエクスポージャーがどの程度なのかは、当ファンドに対してなされ得る、まだ起こっていない将来の請求が含まれるものであるため、不明である。しかしながら、当ファンドはこれらの契約に基づく補償請求や損失はこれまで何も受けていない。

7. 報酬および費用

(A) **会計および管理報酬。** 受託会社は管理会社と会計および管理契約を結び、管理会社は月間の最低報酬を3,750ドルとすることを条件に、純資産の最初の5億ドルについて0.06%、次の5億ドルについては0.05%、純資産が10億ドルを超える部分については0.04%の年間報酬を受け取る。管理会社はまた、当ファンドから立替実費の支払いを受け取る。2015年6月30日に終了した年度に管理会社が稼得した報酬と2015年6月30日時点での管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(B) **保管報酬。** 受託会社はBrown Brothers Harriman & Co.(以下「保管会社」)との間で保管契約を結び、これに基づき保管会社は純資産の0.01%~0.70%の保護預かり手数料を受け取る。保管会社はまた特殊処理に対して一取引当たり10~350ドルの取引手数料を受け取る。2015年6月30日に終了した年度に保管会社が稼得した報酬と2015年6月30日時点での保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(C) **受託会社報酬。** 受託会社は当ファンドの日々の運用に責任を負うことに同意し、13,500ドルの年間報酬を1年間の前払いで受け取り、貸借対照表の「その他資産」に含まれる。報酬は月次ベースで計算され、後払いで支払われる。受託会社は、当トラストに関して年間2,500ドルの報酬を、全サブファンドに比例ベースで配分される形で受け取る。2015年6月30日に終了した年度に受託会社が稼得した報酬と2015年6月30日時点での受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(D) **名義書換代理会社報酬。** 受託会社はBrown Brothers Harriman & Co. (以下「名義書換代理会社」) と名義書換代理契約を結び、これに基づき名義書換代理会社は純資産の0.01%に相当する年間報酬と1取引当たり10ドルの取引手数料を受け取る。全てのマニュアル及び人手を介した取引については同25ドルの追加報酬が支払われる。2015年6月30日に終了した年度に名義書換代理会社が稼得した報酬と2015年6月30日時点の名義書換代理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(E) **投資運用会社報酬。** 投資運用会社報酬は月次ベースで計算され、後払いで支払われる。投資運用会社は純資産の0.46%の年間報酬を受け取る。2015年6月30日に終了した年度に投資運用会社が稼得した報酬と2015年6月30日時点の投資運用会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

財務諸表への注記(続き)

2015年6月30日に終了する年度

(F) **その他の費用。** 当ファンドはその業務に関連したその他の経費で、管理報酬、保管報酬、投資運用会社報酬および名義書換代理報酬によってカバーされない費用を負担することができる。それらは以下を含むが、それらだけに限定されない。(i) 政府手数料；(ii) ブローカー費用および手数料、ならびにその他のポートフォリオ取引経費；(iii) 金利費用を含む資金借入費用；(iv) 訴訟費用および補償経費を含む特別経費；(v) 設立費；そして(vi) 専門家報酬である。

8. 後発事象

受託会社はこれら財務諸表が発表され、利用できるようになった日である2015年12月7日までの期間におけるその後のすべての取引と事象を評価した。2015年7月1日から2015年12月7日までに、49,011ドルの購入申込みおよび433,157ドルの買戻しがあった。同期間に148,224ドルの分配および再投資があった。当ファンドに関連して報告すべきその後のその他の事象は何もない。

[次へ](#)

「ダイワ・マネーストック・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成28年1月6日現在	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		29,195,301,824
国債証券		31,324,011,621
未収利息		674,522
前払費用		203,176
流動資産合計		60,520,191,143
資産合計		60,520,191,143
負債の部		
流動負債		
未払解約金		10,460,000
流動負債合計		10,460,000
負債合計		10,460,000
純資産の部		
元本等		
元本	1	60,261,593,453
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		248,137,690
元本等合計		60,509,731,143
純資産合計		60,509,731,143
負債純資産合計		60,520,191,143

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成27年7月7日 至 平成28年1月6日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成28年1月6日現在
1. 1 期首	平成27年7月7日
期首元本額	18,518,229,934円
期中追加設定元本額	58,904,978,495円
期中一部解約元本額	17,161,614,976円
期末元本額の内訳	

ファンド名	
ダイワ米国担保付貸付債権ファンド(為替ヘッジあり)	112,594,660円
ダイワ米国担保付貸付債権ファンド(為替ヘッジなし)	73,734,556円
ダイワ米国バンクローン・ファンド(為替ヘッジあり)2014-07	9,963円
ダイワ米国バンクローン・ファンド(為替ヘッジあり)2014-09	9,963円
ダイワ米国バンクローン・ファンド(為替ヘッジあり)2014-11	9,962円
ロボット・テクノロジー関連株ファンド - ロボテック -	49,795,838円
新興国ソブリン・豪ドルファンド(毎月決算型)	999円
新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド(毎月決算型)	999円
新興国ソブリン・ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)	999円
アジア高利回り社債ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)	999円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド Aコース	506,901円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド Bコース	701,613円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド Cコース	999,197円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド2 Aコース	200,296円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド2 Bコース	299,506円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド3 Aコース	500,540円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド3 Bコース	399,206円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド3 Cコース	129,702円
世界優先証券ファンド(為替ヘッジあり/限定追加型)	998円
US短期ハイ・イールド社債ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)	3,988,832円
US短期高利回り社債ファンド(為替ヘッジあり/年1回決算型)	4,984円
ダイワ上場投信 - 日経平均レバレッジ・インデックス	15,656,854,644円
ダイワ上場投信 - 日経平均ダブルインバース・インデックス	2,156,696,464円
ダイワ上場投信 - TOPIXレバレッジ(2倍)指数	2,131,702,308円
ダイワ上場投信 - TOPIXダブルインバース(-2倍)指数	796,936,766円
ダイワ上場投信 - 日経平均インバース・インデックス	34,558,628,379円

ダイワ上場投信 - TOPIXイン バース(-1倍)指数	2,340,731,717円
ダイワ上場投信 - J P X日経 400レバレッジ・インデックス	607,613,369円
ダイワ上場投信 - J P X日経 400インバース・インデックス	278,916,205円
ダイワ上場投信 - J P X日経 400ダブルインバース・イン デックス	612,622,709円
ダイワノシュローダー・グロー バル高利回りC Bファンド(限 定追加型)為替ヘッジあり	1,033,500円
ダイワノシュローダー・グロー バル高利回りC Bファンド(限 定追加型)為替ヘッジなし	107,487円
ダイワ・ブルベア・セレクト マネー・ポートフォリオ	2,490,883円
ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ	258,995,899円
ダイワ・ブルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオ	64,746,496円
ダイワノモルガン・スタンレー 新興4カ国不動産関連ファンド - 成長の槌音(つちおと) -	11,000,000円
ダイワノハリス世界厳選株ファ ンド・マネー・ポートフォリオ	269,962,029円
ダイワ・アセアン内需関連株 ファンド・マネー・ポートフォ リオ	85,163,840円
ダイワ米国高利回り不動産証券 ファンド	19,942,168円
通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル・グレート コンシューマー株式ファンド 豪ドル・コース(毎月分配型)	4,184,518円
通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル・グレート コンシューマー株式ファンド ブラジル・レアル・コース(毎 月分配型)	12,952,078円
通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル・グレート コンシューマー株式ファンド 通貨セレクト・コース(毎月分 配型)	4,981,569円
ダイワUS短期ハイ・イールド 社債ファンド(為替ヘッジあ り/年1回決算型)	199,295円
ダイワ米国バンクローン・オー プン(為替ヘッジあり)	997円
ダイワ米国バンクローン・オー プン(為替ヘッジなし)	997円
ダイワ新グローバル・ハイブ リッド証券ファンド(為替ヘッ ジあり)	997円
ダイワ新グローバル・ハイブ リッド証券ファンド(為替ヘッ ジなし)	997円

<奇数月定額払出型>ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり	49,806円
<奇数月定額払出型>ダイワ先進国リート 為替ヘッジなし	49,806円
通貨選択型ダイワ/ミレーアセット・グローバル好配当株(毎月分配型)米ドル・コース	4,980,080円
通貨選択型ダイワ/ミレーアセット・グローバル好配当株(毎月分配型)ブラジル・リアル・コース	12,948,208円
通貨選択型ダイワ/ミレーアセット・グローバル好配当株(毎月分配型)通貨セレクト・コース	3,685,259円
ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり(毎月分配型)	399,083円
ダイワ先進国リート 為替ヘッジなし(毎月分配型)	99,771円
通貨選択型ダイワ先進国リート円ヘッジコース(毎月分配型)	399,083円
通貨選択型ダイワ先進国リート通貨セレクトコース(毎月分配型)	99,771円
ダイワ/ミレーアセット・グローバル・グレートコンシューマー株式ファンド(為替ヘッジあり)	20,016,725円
ダイワ/ミレーアセット・グローバル・グレートコンシューマー株式ファンド(為替ヘッジなし)	4,000,959円
ダイワ/ミレーアセット・アジア・セクターリーダー株ファンド	49,850,449円
ダイワ日本株ストラテジー(通貨選択型) - ジャパン・トリプルリターンズ - 日本円・コース(毎月分配型)	398,764円
ダイワ日本株ストラテジー(通貨選択型) - ジャパン・トリプルリターンズ - 豪ドル・コース(毎月分配型)	99,691円
ダイワ日本株ストラテジー(通貨選択型) - ジャパン・トリプルリターンズ - ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)	398,764円
ダイワ日本株ストラテジー(通貨選択型) - ジャパン・トリプルリターンズ - 米ドル・コース(毎月分配型)	398,764円
ダイワ日本株ストラテジー(通貨選択型) - ジャパン・トリプルリターンズ - 通貨セレクト・コース(毎月分配型)	1,993,820円

通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 日本円・ コース	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 豪ドル・ コース	2,492,026円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 ブラジル・レ アル・コース	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 米ドル・ コース	19,936,205円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 通貨セレクト ト・コース	11,961,723円
計	60,261,593,453円
2. 期末日における受益権の総数	60,261,593,453口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年1月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と 時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいこ とから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成28年1月6日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成28年1月6日現在
1口当たり純資産額	1.0041円
(1万口当たり純資産額)	(10,041円)

2 【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

【純資産額計算書】

平成28年1月29日

資産総額	4,463,594円
負債総額	3,284円
純資産総額（ - ）	4,460,310円
発行済数量	4,957,948口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.8996円

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

純資産額計算書

平成28年1月29日

資産総額	32,230,678,775円
負債総額	470,000,000円
純資産総額（ - ）	31,760,678,775円
発行済数量	31,629,380,273口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0042円

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況 および2 事業の内容及び営業の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成28年1月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成28年1月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	34	161,172
追加型株式投資信託	603	11,468,320
株式投資信託 合計	637	11,629,492
単位型公社債投資信託	4	31,253
追加型公社債投資信託	17	2,877,159
公社債投資信託 合計	21	2,908,412
総合計	658	14,537,905

3 【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第57期事業年度に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,186	31,438
有価証券	15,003	4,878
前払費用	157	139
未収委託者報酬	8,265	10,295
未収収益	103	110
繰延税金資産	674	585
その他	15	153
流動資産計	39,406	47,600
固定資産		
有形固定資産	1 252	1 255
建物	23	21

器具備品		228		234
無形固定資産		2,991		2,759
ソフトウェア		2,910		2,758
ソフトウェア仮勘定		68		1
電話加入権		11		-
投資その他の資産		15,077		12,979
投資有価証券		8,338		6,667
関係会社株式		5,141		5,129
出資金		129		124
長期差入保証金		997		996
投資不動産	1	398	1	-
その他		74		60
貸倒引当金		3		-
固定資産計		18,320		15,995
資産合計		57,727		63,596

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	53	64
未払金	8,998	9,172
未払収益分配金	7	5
未払償還金	77	72
未払手数料	4,277	4,965
その他未払金	2 4,635	2 4,127
未払費用	3,463	4,162
未払法人税等	1,530	1,133
未払消費税等	530	1,429
賞与引当金	955	1,092
その他	1	747
流動負債計	15,534	17,801
固定負債		
退職給付引当金	1,959	2,072
役員退職慰労引当金	80	101
繰延税金負債	1,789	1,745
その他	3	2
固定負債計	3,832	3,920
負債合計	19,366	21,722

純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,821	14,126
利益剰余金合計	11,196	14,501
株主資本合計	37,866	41,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	702
評価・換算差額等合計	494	702
純資産合計	38,360	41,873
負債・純資産合計	57,727	63,596

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,771	90,924
その他営業収益	788	933
営業収益計	85,560	91,858
営業費用		
支払手数料	47,520	49,978
広告宣伝費	668	670
調査費	8,246	9,013
調査費	741	867
委託調査費	7,505	8,146
委託計算費	735	756
営業雑経費	1,323	1,289
通信費	249	252
印刷費	477	481
協会費	54	53
諸会費	11	13
その他営業雑経費	531	488
営業費用計	58,494	61,709
一般管理費		

給料	5,708	5,881
役員報酬	243	289
給料・手当	3,785	3,803
賞与	724	695
賞与引当金繰入額	955	1,092
福利厚生費	793	831
交際費	37	45
旅費交通費	191	176
租税公課	222	259
不動産賃借料	1,182	1,180
退職給付費用	373	383
役員退職慰労引当金繰入額	33	38
固定資産減価償却費	963	1,032
諸経費	1,354	1,372
一般管理費計	10,862	11,201
営業利益	16,203	18,948

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	144	1	1,226
受取利息		9		20
その他		220		372
営業外収益計		374		1,620
営業外費用				
投資有価証券売却損		3		84
その他		71		67
営業外費用計		74		152
経常利益		16,503		20,416
特別利益				
固定資産売却益		-		7
特別利益計		-		7
特別損失				
外国税関連費用		-		746
その他		0		26
特別損失計		0		772
税引前当期純利益		16,502		19,651
法人税、住民税及び事業税		6,525		6,238
法人税等調整額		150		17

法人税等合計	6,375	6,220
当期純利益	10,126	13,431

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	7,722	8,097	34,767
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027	△7,027	△7,027
当期純利益	-	-	-	10,126	10,126	10,126
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099	3,099	3,099
当期末残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	464	464	35,231
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△7,027
当期純利益	-	-	10,126
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30	30	30
当期変動額合計	30	30	3,129
当期末残高	494	494	38,360

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～47年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」0百万円、「その他」0百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」4百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」6百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1百万円は、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」3百万円は、「その他」3百万円として組替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」0百万円、「受益証券発行費」0百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」9百万円、「その他」9百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」0百万円は、「その他」0百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	18百万円	20百万円
器具備品	251百万円	275百万円
投資建物	729百万円	-
投資器具備品	24百万円	-

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払金	4,508百万円	4,084百万円

3 保証債務

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
受取配当金	-	1,065百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年 6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,126百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,882円
基準日	平成26年 3月31日
効力発生日	平成26年 6月26日

当事業年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,428百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,148円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,186	15,186	-
(2) 未収委託者報酬	8,265	8,265	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	22,283	22,283	-
資産計	45,735	45,735	-
(1) 未払手数料	4,277	4,277	-
(2) その他未払金	4,635	4,635	-
(3) 未払費用(*)	2,678	2,678	-
負債計	11,591	11,591	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,438	31,438	-
(2) 未収委託者報酬	10,295	10,295	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	10,520	10,520	-
資産計	52,254	52,254	-
(1) 未払手数料	4,965	4,965	-
(2) その他未払金	4,127	4,127	-
(3) 未払費用(*)	3,366	3,366	-
負債計	12,460	12,460	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059	1,025
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,141	5,129
(3) 長期差入保証金	997	996

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186	-	-	-
未収委託者報酬	8,265	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498	3,978	97
合計	23,452	1,498	3,978	97

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	113	55	58
(2) その他 証券投資信託	5,625	4,873	751
小計	5,738	4,928	809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	16,544	16,586	41
小計	16,544	16,586	41
合計	22,283	21,514	768

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	164	55	109
(2) その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,779	5,793	14
小計	5,779	5,793	14
合計	10,520	9,482	1,038

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,025百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他 証券投資信託	24,501	64	3
合計	24,501	64	3

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	-	1
(2) その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,935百万円	1,959百万円
勤務費用	201	212
退職給付の支払額	217	118
その他	39	18
退職給付債務の期末残高	1,959	2,072

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,959百万円	2,072百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072
退職給付引当金	1,959	2,072
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	201百万円	212百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	201	212

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	833	-
退職給付引当金	698	670
賞与引当金	287	305
外国税関連費用	-	241
未払事業税	335	231
連結法人間取引(譲渡損)	141	128
投資有価証券評価損	128	105
出資金評価損	116	103
その他	246	206
繰延税金資産小計	2,789	1,992
評価性引当額	1,200	613
繰延税金資産合計	1,588	1,379
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428	2,203

その他有価証券評価差額金	273	335
その他	1	-
繰延税金負債合計	2,704	2,539
繰延税金負債の純額	1,115	1,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	2.02%
評価性引当額の増減額	-	2.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.51%
その他	-	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.65%

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,719	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,834	-	-
-----	-----------------------------------------	-----------	-----	---------	--------------	------	---------	-------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994	未払手数料	3,216
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678	未払費用	393
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,705.91円	1株当たり純資産額	16,052.69円
1株当たり当期純利益	3,882.07円	1株当たり当期純利益	5,148.94円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	10,126	13,431
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金

22,998

有価証券		4,461
未収委託者報酬		10,719
繰延税金資産		504
その他		334
流動資産合計		39,018
固定資産		
有形固定資産	1	247
無形固定資産		
ソフトウェア		2,432
その他		135
無形固定資産合計		2,568
投資その他の資産		
投資有価証券		5,468
関係会社株式		5,129
その他		1,231
投資その他の資産合計		11,830
固定資産合計		14,646
資産合計		53,664

(単位:百万円)

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

負債の部

流動負債		
未払金		7,124
未払費用		4,744
未払法人税等		1,085
賞与引当金		903
その他	3	643
流動負債合計		14,500
固定負債		
退職給付引当金		2,142
役員退職慰労引当金		111
繰延税金負債		1,497
その他		2
固定負債合計		3,754

負債合計	18,255
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,096
利益剰余金合計	8,471
株主資本合計	35,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	267
評価・換算差額等合計	267
純資産合計	35,409
負債・純資産合計	53,664

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	当中間会計期間	
	(自 平成27年4月1日	
	至 平成27年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		46,714
その他営業収益		435
営業収益合計		47,150
営業費用		
支払手数料		24,499
その他営業費用		6,487
営業費用合計		30,987
一般管理費	1	5,812
営業利益		10,350
営業外収益	2	378
営業外費用	3	29
経常利益		10,699
税引前中間純利益		10,699
法人税、住民税及び事業税		3,260
法人税等調整額		39
中間純利益		7,398

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 13,428	△ 13,428	△ 13,428
中間純利益	-	-	-	7,398	7,398	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 6,029	△ 6,029	△ 6,029
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,096	8,471	35,141

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 13,428
中間純利益	-	-	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 434	△ 434	△ 434
当中間期変動額合計	△ 434	△ 434	△ 6,464
当中間期末残高	267	267	35,409

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
有形固定資産	239百万円

2 保証債務

当中間会計期間（平成27年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,765百万円に対して保証を行っております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
有形固定資産	15百万円
無形固定資産	532百万円

2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
外国税関連費用引当金戻入益	171百万円
投資有価証券売却益	99百万円
受取配当金	69百万円

3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
為替差損	13百万円
貯蔵品廃棄損	5百万円
投資有価証券売却損	2百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27 年 3月 31日	平成27年 6月24日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,998	22,998	-
(2) 未収委託者報酬	10,719	10,719	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	8,908	8,908	-
資産合計	42,626	42,626	-
(1) 未払金	7,124	7,124	-
(2) 未払費用(*)	3,702	3,702	-
負債合計	10,827	10,827	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	1,021
子会社株式	5,129
差入保証金	1,052

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	161	55	106
(2) その他			
証券投資信託	3,455	3,002	453
小計	3,617	3,058	559
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	5,290	5,453	163
小計	5,290	5,453	163
合計	8,908	8,511	396

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 1,021百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 （自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1株当たり純資産額	13,574.37円
1株当たり中間純利益金額	2,836.44円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
中間純利益(百万円)	7,398
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,398
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 4 利害関係人との取引制限および5 その他」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 代表取締役の人数の変更（4名以内に変更）

平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年2月5日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUS短期高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり/年1回決算型）の平成27年7月7日から平成28年1月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、US短期高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり/年1回決算型）の平成28年1月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年7月7日から平成28年1月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月28日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了す

る中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。